

返戻金制度

(被紹介者の退職に対する報酬の返還)

内容	料率
人材の採用決定権限が全て求人企業にあることに鑑み、採用された被紹介者が入社後弊社の責に帰すべき事由によらずして退職した場合には、弊社は何らの責任を負わないものとする。 但し、採用された被紹介者が入社後3か月以内に本人の責による解雇または自己都合により退職した場合は、弊社は成功報酬を右記の比率で求人企業に返還するものとする。 なお、甲の被紹介者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。	返金ポリシー <u>50%</u>

許可番号 1 3 — ユ — 3 1 7 6 3 4

事業所の名称 株式会社 Inter Grow

事業所の所在地 東京都千代田区西神田 2 丁目 7 番 5 号

東海西神田マンション 3 階 303 号室